

江戸バスの運賃について

1 概 要

令和 5 年 10 月 1 日に道路運送法の改正があり、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について道路運送法第 9 条 4 項に掲げる者を構成員とする協議会での協議とともに地域公共交通会議への報告が必要となりました。

今回のルート変更に関しても、改正法が適用されることから、この度、中央区江戸バス運賃協議会を新たに設け、江戸バスの変更ルート及び迂回ルートにおいても現行の運賃（「3 変更ルート及び迂回ルートの運賃について」を参照）を据え置くことの協議が調いましたので報告いたします。

2 中央区江戸バス運賃協議会

開催日：12 月 1 日

内 容：江戸バスのルート変更部分にかかる運賃について

構成員：

- ・中央区
- ・一般乗合自動車運送事業者
- ・関東運輸局
- ・関係住民の意見を代表する者

3 変更ルート及び迂回ルートの運賃について

項目	金額
運賃	100 円(未就学児は 0 円)
一日乗車券	300 円
回数券(11 枚綴り)	1,000 円
1 か月定期券	3,000 円
1 か年定期券(協賛定期券)	30,000 円
中央区内に住所を有する方で、次のいずれかに該当する方は専用の乗車券や障害者手帳をご提示により運賃無料。 <ul style="list-style-type: none"> ● 65 歳以上の方 ● 身体障害者、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 ● 妊産婦の方 ● 対象乳幼児（2 歳到達月の末尾までの子）の保護者の方 	0 円